

人事行政の運営の状況

町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神石高原町条例29号）第4条の規定に基づいて毎年度1回公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用、退職及び定員適正化の状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

採用なし

定年退職 3名 勸奨退職 8名

定員適正化計画の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年3月31日	総定員ベースで△39人（△17.3%）の削減 ※概ね10年間で類似団体数値になるよう目標数値を設定。 権限移譲等による職員配置を考慮している。
226人	187人	平成18年4月1日現在 216人

2 職員の給与の状況

① 人件費の状況（普通会計決算）

（単位：千円、%）

区分	住民基本台帳人口（H17度末）	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率（A/B）	（参考）
平成17年度	12,127	11,219,597	386,453	1,853,225	16.5	

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

（単位：千円）

区分	職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
平成18年度	207	842,375	80,903	341,755	1,265,033	6,111

※ 職員手当には共済費及び退職手当は含まれません。

③ 特記事項

対象者	内 容	期 間
町長・助役・教育長	給料の減額 給料の10%を減額	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日
一般職の職員	管理職手当の減額 50%の削減	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日

④ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年1月1日現在）

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41歳8月	336,230円	355,458円

イ 技能労務職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
51歳1月	359,209円	370,990円

※1 「平均給料月額」は、平成18年1月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものです。

※2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当の額を合計したものです。

⑤ 期末手当・勤勉手当

神石高原町	国
1人当たり平均支給額（平成17年度）1,633千円	—
（平成17年度支給割合） 期末手当 3.00月分（1.60月分） 勤勉手当 1.45月分（0.75月分）	（平成16年度支給割合） 期末手当 3.00月分（1.60月分） 勤勉手当 1.45月分（0.75月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

⑥ 退職手当（平成18年4月1日現在）

神石高原町			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置		2%～20%加算	定年前早期退職特別措置		2%～20%加算
早期勤奨退職特例措置		3%～30%加算			
1人当たり平均支給額					
	（自己都合）	（勤奨・定年）			
	千円	23,658千円			

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

⑦ 時間外勤務手当

区 分	金 額
支給実績（平成17年度決算）	25,807千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	153千円
支給実績（平成16年度決算）	37,252千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	164千円

⑧ その他の手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

（単位：千円）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 17 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成 17 年度決算）
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 55,000 円限度 ・交通用具（通勤距離に応じて） 2,000 円～ 27,600 円	異なる	国の制度 ・交通機関 55,000 円限度 ・交通用具 2,000 円～ 24,500 円	23,255	118
単身赴任手当	○単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000 円 ・配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～ 45,000 円の加算	同じ		0	0
管理職手当	○管理職員に支給 ・職区分に応じ 給料月額×8%～10% 支所長 10% 本庁の課長・室長・調整監等 10% 支所課長・保育所長等 8%	異なる	対象・支給率	8,050	237

⑨ 特別職の報酬等の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料／報酬月額	期末手当	退職手当
町 長	667,800 円	2,534,301 円	給料月額×在職年数×5.0（任期毎）
助 役	585,900 円	2,223,491 円	給料月額×在職年数×3.0（任期毎）
教 育 長	545,400 円	2,069,793 円	給料月額×在職年数×2.5（任期毎）
議 長	300,000 円	1,138,500 円	
副 議 長	245,000 円	929,775 円	
常 任 委 員 長	235,000 円	891,825 円	
議 員	225,000 円	853,875 円	

※ 町長・助役・教育長の給料は、財政事情から特例として給料または報酬が減額されています。このことにより期末手当も減額となっています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間（平成 18 年 4 月 1 日現在・休息時間は、平成 18 年 7 月 1 日から廃止）

1 週 の 勤 務 時 間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40 時間	8 : 30	17 : 15	12 : 15 ～ 13 : 00	12 : 00 ～ 12 : 15 15 : 00 ～ 15 : 15

（2）時間外勤務及び休日勤務の状況（平成 17 年度）

職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
3.4 時間

（3）年次有給休暇の取得状況（平成 17 年）

職員 1 人当たりの平均取得日数	取得率
10.2 日	51.0%

※ 取得率＝平均取得日数÷20 日

(4) 特別休暇等の概要 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
(1) 選挙権その他公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2) 証人等として裁判所、議会等へ出頭する場合	必要と認められる期間
(3) 役場等が業務を停止した場合	必要と認められる期間
(4) 骨髄移植のための骨髄液の提供	必要と認められる期間
(4)の2 職員が自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動	一の年において5日の範囲内
(5) 職員が結婚する場合	連続する5日
(6) 6週間以内に出産する予定である女子職員	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間
(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員の健康診査	その都度必要と認められる時間
(9) 妊娠中の女子職員が交通機関の混雑による影響を緩和する場合	1日につき1時間を超えない時間
(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員	2日を超えない範囲
(11) 生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
(12) 扶養親族である満19歳未満の子の看護	一の年において5日
(13)～(14) 職員の親族が死亡した場合	1日～5日
(15) 父母の追悼のための行事	1日の範囲内
(16) 夏季における盆等の諸行事等	4日の範囲内
(17) 災害により職員の現住居が滅失した場合	7日の範囲内
(18)～(19) 災害又は交通機関の事故等により出勤できない場合	必要と認められる期間
(20) その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

(注) 特別休暇の取得には、承認の要件が詳しく定められていますが、紙面の関係で省略しています。

(5) 育児休業等の取得状況 (平成 17 年度)

育児休業 3名

4 職員の分限及び懲戒処分状況

休 職 1名

5 職員の服務状況

衛生委員会 1事業所

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修 (指名研修)	3	15	3
特別研修 (選択研修)	2	2	2
海外研修	1	1	0

7 職員の福祉及び利益の保護状況

公務災害 3件

8 公平委員会の状況

地方自治法第7条第4項の規定により県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。